

經濟論叢

第九十五卷 第六號

経済学における理論と実践	吉村達次	1
1890年代論争にあらわれた ロシア資本主義論の類型 (1)	田中真晴	14
零細専業農家の堆積構造	福本邦行	39
不働費計算・理論の史的考察 (2)	西村明	56

昭和四十年六月

京都大學經濟學會

零細專業農家の堆積構造

福 本 邦 行

ま え が き

経営耕地が5反にも満たぬ極めて零細な農家の広範な存在（内地全農家の3割以上）は我が国農業構造上の一特色をなしている。かかる零細農家は日本農業の根幹をなすわけではないが、その去就を無視して日本農業の展望はあり得ない。零細農家の大部分は家族の基幹的労働力が主として兼業に、それも多くは雇われ兼業に従事する第二種兼業となっている。これは農民経営の下降分解の進展、家族労働力の自家農業からの引上げと賃労働への流出、実質的な農業離脱と賃労働者化過程の広範な進行を意味する。しかしそれが農家の完全離農につながる事例に乏しく、尨大な兼業農家の堆積をもたらした。農民の農業離脱の不徹底性については、農家家族の所得形成の構造と、一般的賃金水準ならびに賃金制度との関連において説明されなければならないであろう。一般に挙家離農は二つの場合に進行し得る。第一は家族の基幹的労働力の流出先での所得が流出以前の農家所得を上廻る場合、第二は家族員の単身離農の集積として挙家離農が実現されるケースである。家族労働力の多就業を前提として成立している日本の賃金水準と賃金制度の下では、第一の道は一般的に困難たらざるを得ない。したがって農民の農業離脱は原則として単身的流出形態をとらなければならないが、これまでのところ賃金水準は零細層の家族労働力のすべてを吸引し得るレベルに到達せず、これが最近の「高度経済成長」下におけるおびただしい農家労働力の農外流出にもかかわらず、農家数の変化に乏しいという結果をもたらしたと思われる。

ところでかかる一般的傾向にもかかわらず、零細でしかも兼業を持たない農家も相当数存在する。勿論それは兼業農家に遙かに及ばず、農民分解の主流をなすものではない。だがもし農家の兼業化が專業から出発して第一種兼業、更にそこから第二種兼業へという過程を経るものとすれば、そうして零細層では第二種兼業が8割（1962年）という圧倒的多数を占めるほど兼業化が進展しているとすれば、そこでの專業農家は第二種兼業に比しては無論、第一種兼業に比しても著しく減少しているはずである。しかし実際に零細層では專業と第一種兼業との間にさほどの差はない。これは零細專業の存在が何らかの特殊な理由に基づいていること、したがってその性格については特別の考察を要することを示唆するものであろう。

I

「1960年世界農林業センサス」の「事後調査」は1955—60年間の農家の経営耕地階層間、専業農家の移動、ならびに農家の新設と廃止の情況、及びそれらの理由を示しているが、それによって最近展開された零細専業をめぐる種々の動きを辿れば、零細専業農家の一般的性格を明らかにする手掛りとなろう。

「事後調査」によれば上記の期間の農家総数、経営耕地階層別・専業業別農家数の変化も、農家の階層間、専業農家の移動、また新設と廃止の複雑な交錯の結果に他ならない。55年の5反未満専業のうち60年にも同一階層の専業に留ったものも少ない。しかし過半数の農家はあるいは他階層に移行し、あるいは兼業化し、更にあるものは完全に脱農した。また60年の5反未満専業には5年間に他の形態の農家から転じたもの、また新しく農家となったものが数多く含まれている。これらの交錯的な動きを、(1) 専業農家における階層間の移動、(2) 専業農家の移動、(3) 脱農と新設に大別し、その各々の零細専業農家数の変動に及ぼした影響から検討しよう。

(1) 55、60の両年にわたって専業に留った農家について階層別に移動の模様をみると、どの階層にも他階層へ上昇または下降したもの、他階層から上昇または下降してきたものがかなりの割合で混在していて、専業農家のすべての階層にわたって経営上昇と下降の動きが交錯していることがわかる。この動きの階層的特徴をみるため、1町までの階層間の境界を越える上昇と下降の動きを比較すると(表1)、5反の線ではそれを越える

表1 階層間境界線を越えた農家数

階層間境界線	3反	5反	7反	1町
境界線を越えて上昇したもの	90	208	397	626
境界線を越えて下降したもの	146	223	309	349
差	-56	-15	88	277

- 註 1. 55、60年とも専業であった農家について算出した。
 2. 例えば3反未満から5—7反層に移ったものがあれば、3反、5反の2ヶ所で数えられている。
 3. 「1960年世界農林業センサス事後調査結果報告書」より算出。

上昇と下降の動きがほぼ均衡し、この線を越える上層の専業との間の移動は5反未満の専業農家数に及ぼした影響を与えていない。しかし3反の線ではそれを越える下降が上昇を上廻り、それが3反未満層を増加、3—5反層を減少させる方向に作用している。なお7反、1町の線ではそれを越えて上昇するものが下降するものを超過している。

(2) 零細専業と兼業との間にも5年間に激しい相互的移動があって、最近の全般的な

兼業化傾向がその内部に複雑な動きを蔵していることを示している(表2)。特に3反未満の専業から兼業化したものよりも、兼業を離脱し、3反未満の専業となったものが多く、そこでは兼業との間で専業の流入超過となっていることは注目される。3-5反専業と兼業との間では兼業化が兼業離脱を上廻り、その間の移動は専業農家の減少をもたらしている。

表2 55-60年の零細専業農家数の変動

		3反未満	3反-5反
専業農家総数	55年	1,811	1,685
	60年	1,268	1,526
	増減	-43	-159
55, 60年とも同じ階層の専業であったもの		455	521
55, 60年とも専業で、その階層から他階層へ移ったもの		92	300
55, 60年とも専業で、他階層からその階層へ移ったもの		146	259
差		54	-41
55年その階層の専業で、60年他階層の兼業となったもの		68	247
60年その階層の専業で、55年他階層の兼業であったもの		130	218
差		62	-29
55, 60年とも同階層で、専業から兼業化したもの		331	483
55, 60年とも同階層で、兼業から専業化したもの		402	414
差		71	-69
農家でなくなったもの		365	134
農家になったもの		135	114
差		-230	-20

註「事後調査結果報告書」より算出。

(3) 3反未満の専業から5年間に「農家でなくなったもの」は同期間にその種の「農家になったもの」より遙かに多く、この間の移動は農家側の一方的な流出超過となって、農家数減少の方向に作用している。3-5反の専業でもやはり「農家でなくなったもの」が「農家になったもの」を上廻っているが、その差はさしたるものではなく、この層の専業を減少させる主要なルートとなっていない。

つぎに零細専業農家数の変動をもたらした経路別に移動の理由をみよう。55, 60年とも専業であった農家のなかで経営上昇と下降という対極的な動きがすべての階層を貫いているが、それを子細に検討すると、階層によって二つの流れの重点に差異が認められ

る。5反未満では経営下降する農家が上昇する農家を上廻り、そこでは專業が全体として経営下降の道を迎っている。反対に5反以上では経営上昇を推進する農家が優勢で、全体として経営上昇の動きが支配的である。つまり專業農家には対極的性格のものが混在し、それが階層間移動の情況に反映しているのであるが、約5反の線を境としていずれか一方の動きが優勢となり、ほぼ階層別に性格が分かれるという結果をもたらしている。

このような経営階層間の移動の性格に関連して、移動の原因をなす経営耕地増減の理由をみよう(表3)。耕地拡大の理由では、その動きが活潑であった5反—1町層の專業

表3 経営耕地面積増減理由別農家数構成比

60年の経営耕地規模	60年の専兼業	経営耕地面積が差引増加した農家			経営耕地面積が差引減少した農家					
		自給食糧確保のため	農産物の販売をふやすため	その他	営農資金のため	生活資金のため	労働力が不足のため	兼業に重点をおくため	耕作不便のため	その他
3反未満	專業	55.3	16.3	28.4	2.6	18.1	35.5	—	7.7	36.1
	I兼業	47.9	21.7	30.4	2.4	18.2	16.4	7.5	8.6	46.9
	II兼業	58.6	8.7	23.7	1.0	12.6	14.0	22.9	8.8	40.7
3反—5反	專業	38.1	36.4	25.5	4.2	16.1	21.9	—	9.9	47.9
	I兼業	42.9	30.8	26.3	2.7	14.8	12.1	8.1	9.4	52.9
	II兼業	53.4	16.8	29.8	1.2	10.7	14.0	20.4	8.5	45.2
5反—7反	專業	24.9	52.2	22.9	6.6	12.7	16.8	0.1	11.7	52.1
7反—1町	專業	14.4	61.9	23.7	6.3	8.9	13.2	0.1	12.7	58.8

註1. 「I兼」「II兼」はそれぞれ第一種兼業、第二種兼業を示す。(以下これと同じ)

2. 数字は「経営耕地面積が差引増加した農家」、同じく「減少した農家」のそれぞれの合計を100とする構成比を示す。

3. 「事後調査結果報告書」より引用。

では「農産物の販売をふやすため」というのが過半数を占め、7反—1町ではその率が特に高く、この層での経営拡大の動きが商品生産農業発展への積極的意欲に基づくことがわかる。反対に経営縮小の動きが優勢であった5反未満では「自給食糧確保のため」というのが最大の理由となっていて、そこでの経営拡大が農業経営それ自体の発展に対してさほど積極的でない場合が多く、したがってそこからより一層の経営上昇に結びつく発展力に乏しいことを示唆している。

他方、耕地減少の理由ではもっとも多い「その他」を除けば、「労働力不足」「耕作不便」「生活資金」等が主なものである。このうち「労働力不足」「生活資金」はいずれ

も農家主体の農業経営に対する消極的態度の表現であるが、これらの理由がいずれも零細専業で高率となっていることは、零細専業にみられる経営落層の動きを特徴づけるものであり、零細専業のかなりの部分の、耕すに労働力がなく、耕地を食いつぶしている姿を映し出している。特に興味深いのは「労働力不足」を理由とするものが異様に高率を占めていることで、狭隘な耕地すら「労働力不足」を理由に縮小されている点は、零細専業のあり方に普通専業農家とよばれているものとかかなり違ったもののあることを示すものとして、その意義は重要である。

5反を境にみられる専業農家の対抗的性格は「農家経済調査」の専兼業別集計¹⁾にも現れている。表4は同じ経営耕地階層に属する専兼業の農家間に農業経営の構造に著し

表4 農家の経済指標 (1961年度)

	5 反 未 満			5 反—1 町		
	専 業	I 兼	II 兼	専 業	I 兼	II 兼
世帯員数 (人)	3.80	4.77	4.93	5.10	5.70	5.83
経営耕地面積 (反)	3.41	3.93	2.98	8.01	7.89	7.05
総農業労働時間 (時間)	2,624	2,653	1,424	4,567	3,933	2,942
農業粗収益 (千円)	187	268	111	432	381	244
農業経営費 (〃)	77	114	49	176	136	102
農業所得 (〃)	110	154	62	256	245	142
労働時間当物財費 (円)	28.0	41.6	31.8	36.9	33.3	32.7
労働時間当純生産 (〃)	43.4	59.4	46.1	57.7	63.6	50.1
反当純生産 (千円)	33	40	22	33	32	21
農産物貨幣化率 (%)	66.2	68.9	41.6	73.5	69.4	55.8
$\frac{\text{農業固定資本}}{\text{農家流通資産}}$	0.63	1.31	0.45	1.37	1.36	0.75
世帯員1人当農家所得(千円)	49	53	90	66	66	88
農業所得の家計費充足率(%)	44.3	52.5	15.6	76.9	65.1	31.1

註 昭和36年度I類型別農家経済調査報告より作成。

い差のあることを示している。特に注目されるのは、同じ経営耕地階層の第一種兼業との比較における専業農家のあり方である。5反—1町では専業農家が投下労働量が多く、

1) 「農家経済調査」では専兼業区分の基準が「センサス」と異なること、集計戸数が著しく少なくなる場合のあることなどに問題が残される。本論文では専兼業の区分について「農家経済調査」に関連するものは「農家経済調査」の基準に、その他一般には「センサス」の区分に従う。

耕地も広い。しかし5反未満では農業の経営規模を示す諸指標、耕地面積、経営費、農業粗収益、農業所得、農産物の貨幣化率³⁾等において専業が第一種兼業に劣っている。また最近の投資動向では、5反-1町層の専業が第二種兼業を引離して農業投資を推進しているが、5反未満では専業は農業離脱の進んでいる第二種兼業に近いテンポで農業投資を進めているにすぎない(表5)。その投資意欲の減退は、農家流通資産に対する

表5 農家経済の動向

	5 反 未 満			5 反-1 町		
	専 業	I 兼	II 兼	専 業	I 兼	II 兼
世 帯 員 数	88	96	93	94	100	97
総農業労働時間	84	96	78	94	95	90
農業経営費	112	189	111	147	136	126
農業所得	108	168	93	122	128	106
労働時間当物財費	135	201	146	157	143	142
労働時間当純生産	128	172	119	130	134	118

- 註 1. 数字は昭和34年度を基準とする昭和36年度の指数を示す。
 2. 兼業農家については資料の關係上それぞれの「勤務者のいる農家」について示した。
 3. 昭和34年度「専兼業別農家経済調査報告」、昭和36年度「類型別農家経済調査報告」より算出。

農業固定資本比率の低さにも現れている。経営規模の零細性に加えて労働の資本装備の低水準は零細専業の農業労働の生産性を極度に圧迫し、労働時間当り農業純生産は第二種兼業にすら及ばず、その経営構造の弱体化が顕著である。また農業所得による家計費充足率でも第一種兼業を下廻っている。以上を総合すると、零細専業農家は全体としてもはや経営としての発展的性格を失って、零細層に堆積しつつあるようにみえる。しかも零細専業は一般に農業を主な収入源¹⁾としているので、その所得水準は極めて低く、階層別、専兼業別に農家を区分すると、そのなかでもっとも低くなっている。零細専業は全体として現段階の日本農村の最底辺を構成しており、その存在がそれ自体の経済的安定性に基づくものでないことは明らかである。これに対して5反-1町層の専業農家は

- 2) 「センサス」によれば、5反未満専業の半数近くは「農産物販売額2万円未満」、約4割は「農産物販売額2-10万円」である。なお「農産物販売額2万円未満」の専業の8割近くは経営耕地5反未満である。
 3) 現行の専兼業区分では家族の就業情況が重視されているので、貸家業を営む農家等も専業に分類されることになる。「センサス」によると「農産物販売額2万円未満」の専業には「配当・地代・家賃など財産的収入のあるもの」の比率が、近畿・東海の近郊地帯を中心に高くなっている。しかしそれも府県平均で4%に過ぎない。

全体としてとにかく生産力の基礎を有しており、そこには経営発展の可能性が認められる。

なお5反未満で第一種兼業が専業に比して概して経営の発展性に富むことは、3反未満の第一種兼業からの経営上昇の動きが専業より活潑で(表6)、また耕地拡大も「農産物の販売をふやすため」になされる場合の多いこと、また耕地縮小の際にも「労働力不足」「生活資金」などの理由でなされることの少いことなどにも現れている。

60年の零細専業には5年間に兼業から転じたものが少くない。しかし兼業離脱に際して、兼業従事者の家族構成上の地位によって農業経営への影響は大きく相違する。そこで兼業を現在または将来の家族の基幹的労働力の兼業従事と、その他世帯員の兼業従事とに区分すると、零細専業に転じたかつての兼業農家には「世帯主・あとつぎ」兼業であったものが多く、それが零細層での兼業離脱の主要な形態となっている(表7)。また「事後調査」によると「世帯主・あとつぎ」兼業でなくなった零細農家の多くは専業化し、「その他」兼業の形で兼業に留まっている農家は少い。したがって一般的に「世帯主・あとつぎ」兼業でなくなった理由が明らかになれば、それはまたかなりの確かさで「世

表6 55年の零細農家の5年間の変動 (構成比)

55年の農業区分	3反未満			3反-5反		
	専業	I兼	II兼	専業	I兼	II兼
農家でなくなったもの	27.8	14.8	18.9	8.0	4.3	5.2
経営耕地階層が同じもの	60.0	64.8	72.3	59.6	66.0	64.9
下層に移行したもの	0.2	0.1	0.2	12.8	11.1	17.4
上層に移行したもの	12.0	20.3	8.6	19.6	18.6	12.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

註1. 例外規定の農家は必ずしも経営規模が零細とはいえないが、ここでは3反未満より下層とみなした。

2. 「事後調査結果報告書」より引用。

表7 5反未満専業農家の過去の専兼業情況

60年の農家区分	総数	農家になったもの	専業農家であったもの	「世帯主・あとつぎ」兼業であったもの	「その他」兼業であったもの
3反未満	100.0	10.6	47.4	31.0	11.0
3反-5反	100.0	7.5	51.1	31.2	10.2

註1. 60年の専業の55年の状態を構成比で示す。

2. 「事後調査結果報告書」より引用。

帯主・あとつぎ」兼業から専業に転化した農家に関する妥当するとみてよい。なお零細層での「その他」兼業については、「事後調査」によるとそこからの「世帯主・あとつぎ」兼業化と専業化の動きがそれぞれ反対の動きを上廻り、この種の兼業が分解しつつあるかのような外観を呈している。

「世帯主・あとつぎ」兼業でなくなった農家について世帯主・あとつぎが兼業をやめた理由をみると(表8)、5反以上では「自家農業に従事するため」という農業経営に積極的な理由が過半数を占めている。しかし5反未満ではこの理由の占める割合が減少し、「世帯員でなくなったので」とか「老齢・停年になったので」といった理由によるものが増加している。これらは農業経営と全く無関係に兼業をやめることを意味し、農業労働力の大幅な充実とは結びつかない。零細層で「世帯主・あとつぎ」兼業をやめる際多くみられるこれらの理由には、家族労働力の減少という点で共通性が認められる。それほどばかりか実際に世帯員数の減少を伴う場合が多く、またそのなかでも「他出」によるものが少なくない。いずれにせよ兼業から転化した零細専業には兼業労働力——この場合、世帯主またはあとつぎ——を欠くため、専業に留まっているものが多いものと思われる。

表8 「世帯主・あとつぎ」兼業でなくなった農家の世帯主・あとつぎが兼業に従事しなくなった理由 (構成比)

60年の農家区分	総数	世帯員でなくなったため		老齢・停年になったので	病気で	失業・什事なで	自家農業に従事するため	その他	
		死亡	他出						
3反未満	100.0	1.3	11.8	20.4	20.1	9.3	7.4	14.5	15.2
3反—5反	100.0	0.8	10.0	15.9	12.9	6.7	9.0	31.6	13.1
5反—7反	100.0	0.3	5.4	9.2	11.6	6.5	5.0	50.3	11.7
7反—1町	100.0	0.9	5.0	8.6	8.9	4.2	6.7	55.2	10.5

註 「事後調査結果報告書」より引用。

以上は兼業から零細専業に転じたものに関する結論であるが、これは専業農家のままで経営を縮小し、落層し行く農家についてもある程度妥当するとみられる。それを裏書きするのはそこに見られた広範な「労働力不足」の訴えである。狭隘な耕地すら「労働力不足」のため、しかも兼業に従事することなしに縮小しなければならないということは、自家農業での労働力の必要性増大のためというよりは、家族労働力の減少、それも基幹的労働力にも及ぶ減少によるものと考えなければならない。「農家経済調査」においても零細専業の世帯員減少は著しく、通常農家を維持してゆくために必要と考えられる最低限度をも下廻るほどである⁴⁾。世帯員数の極端に少ない農家は零細層ほど多いが、

4) 高知県下の実態調査で、5反未満専業農家の平均世帯員数が1.6人であった例が報告されている。豊田尚、純農村地域における過剰人口、東畑精一編「農村過剰人口論」259頁参照。

表9 専業率と少数世帯員農家の比率 (1960年)

	専業農家の比率		世帯員1-2人の農家の比率	
	3反未満	3反-5反	3反未満	3反-5反
全府県	12.5	18.6	15.9	9.4
東 北	6.9	13.3	8.9	6.1
関 東	10.7	18.4	12.6	8.5
北 陸	7.4	10.1	13.2	7.8
東 山	10.5	18.4	15.3	9.4
東 海	7.8	13.0	12.3	7.4
近 畿	10.1	16.0	14.5	7.3
中 国	14.4	19.0	20.4	11.8
四 国	14.6	23.7	18.6	10.0
九 州	19.3	28.0	20.4	13.1

註1. 数字は階層総農家に対する比率を示す。

2. 「1960年世界農林業センサス農家調査報告書一農家・人口編一」より算出。

その率の高い地方では零細層の専業率も高くなるという関係がみられる(表9)。

以上の諸点から判断すると、零細専業農家の多くは、あるいは直接基幹的労働力を失うことにより、あるいは後継者を失ったままで推移し、世帯主の老齢化、家族労働力の減少に伴って経営縮小もしくは兼業離脱をはかった結果、生じたものであり、したがって家族構成も老人夫婦型や母子家庭型が多いと考えられる⁵⁾。

なお零細層における「その他」兼業からの専業化傾向を指摘したが、これは世帯主やあとつぎが兼業に従事しない零細農家の家族構成が二三男・娘の

少いものとなってきたか、それとも彼等が就業と同時に他出するようになってきたかいずれかの理由によるものであろう。

II

このようにみると、零細専業農家の多くは家族労働力流出の産物であり、農家の農業離脱の途上にある存在ということが出来る⁶⁾。零細専業農家から過去「5年間に農家でなくなったもの」の比率は、同じ経営耕地階層に属する第二種兼業を凌いでいることは(表6)、この事情を反映したものとみられる。我が国で広範に進展している農家兼業の拡大深化の他に、部分的であるが家族の基幹的労働力の他出という過程を経ることによっても、農民の農業離脱は進行している。ある場合には家族の基幹的労働力が直接他出したであろうし、他の場合には後継者の他出がやがて家族の基幹的労働力の不在という結果をもたらしたであろう。いずれにせよ脱農的な零細専業は農業従事の家族を残し、基幹的労働力が単身離村することによって生じたものと考えられる。

家族生活の共同性を犠牲にする基幹的労働力の単身離村も、一般に所与の条件下で家

5) 山崎春成「日本の農業問題」142-3頁参照。

6) ここでは零細専業の脱農的性格を強調しているが、これは経営耕地の狭小な専業農家が一樣に農業離脱の過程を進んでいることを意味するものではない。

族の経済状態を改善しようとする努力の表現に他ならない。その目的のため、離村者と残された家族の間には経済的なつながりが維持されよう。他出者からの送金はその一例である⁷⁾。このような場合、家族の基幹的労働力の単身離村も兼業農家と同じく家族の多就業の一形態であり、事実上「外部に延長された兼業」という性格が強い。残された家族とのつながりを保ちながらなされるこの離村は、いわゆる「出稼ぎ的」性格を帯び、農家の農業離脱という点で極めて不徹底なものといわなければならない。

このような農業離脱の不徹底性は、農民の農業離脱が原則として単身型の流出でなければ進行し得ないことに起因する。したがって基幹的労働力を他出させ、農家としての実質を半ば失いながら、なおかつ農業に頼らざるを得ない「農家」の存在は、零細兼業農家の広範な滞留に伴う現象であり、農業離脱過程を辿る農家の大部分が完全に離農し得ないという形での我が国農民分解の不徹底な性格に由来するという点で、両者は共通の基礎の上に立つものである。この意味で脱農的な零細専業農家は日本における農民の農業離脱の一翼を構成している。これまでの検討を通じて零細層での第二種兼業と専業との差が第二種兼業と第一種兼業との差よりむしろ小さいという場合がいくつか見られたが、これは何よりも実質的に第二種兼業に近い零細専業の性格によるものと考えられる。

農民の農業離脱がこのように一見対照的ともいうべき外観を呈しながら進展していることと関連して注目されるのは、零細専業農家の地域的偏在である。これは基幹的労働力の離村を通ずる脱農が地域的条件に影響されるところが大きいことを示している。一般に農家の基幹的労働力または後継者が経済的理由で他出を決意する際、基本的な判断の資料は農村で予想される所得と、流出先で予想される所得であろう。もし後者が前者を上廻れば離村が有利となる。離村した農家労働力が流出先で期待し得る所得には、多くの段階があり得る。その限りでは農民のいかなる階層からも基幹的労働力ないしは後継者の離村は可能である。けれども現実には農家出身者の多くは他産業にとって非熟練者としての性格が強いから、流出先でのその所得は少くとも流出直後は比較的低い水準に平準化する傾向があるだろう。流出先で期待し得る所得の水準がこのようなものとするれば、一般に在宅労働の成果に乏しく、所得水準の低い農家ほど、基幹的労働力や後継者を離村に駆り立てる力を強く受けることになる。ことに在宅労働の成果が流出先で予

7) 「センサス」によれば農産物販売額の少い専業には仕送りを受けるものの比率が高い。「農家経済調査」でも零細専業の「被贈扶助等の収入」が比較的大きいが、零細層では農業経営に関連する補助金などが少く、純粋の被贈扶助的なものの比重が高まっているなかで、零細専業の「収入」額が大きくなっていることはこの種農家の被救恤者の性格を示すものだが、それには他出者からの送金もあずかっているものと思われる。昭和37年度「農家経済調査類型別農家経済統計」1-2頁参照。

期し得る所得の最低水準にも達しない農家では、この力はそれだけ強く、殆ど抵抗を許さないものとなろう。したがって農家の基幹的労働力ないしは後継者の離村は、その相当部分が当該労働力の在宅労働の成果の乏しさに、またその結果としての農家所得の著しい低位と農家経済の窮迫状態に起因するとみられる。

いうまでもなく一段と低い農家所得水準を条件づけるものは農業所得と兼業所得の同時の低位である。市場的、自然的条件その他に恵まれず、農業生産力の発展に立遅れた地方では農業所得が概して低からざるを得ないであろう。兼業所得に関しては兼業機会の有無が決定的である。雇われ兼業の機会は主に都市近郊に集中している。自営兼業は極めて複雑な社会的自然的条件の下に成立しているものが多く、その兼業機会を規定する条件については簡単に結論し得ない。要するに労働市場や農産物市場に恵まれず、農業生産の停滞的な後進地帯で、しかも自営兼業機会にも乏しい地域には、所得の一段と低い農家が発生し易いと考えられる。一般に辺境の、兼業機会にも乏しい地方では多かれ少かれ出稼ぎが行われるが、なかでも農業生産の発展の停滞的な地方では、家族の中核部分の長期的な出稼ぎの多いことを特徴とする。このことはまたそれらの地域が日本農村の最底辺を構成する低所得の農家の溜り場ともいふべき状態にあることを示している。

これまで脱農的な零細専業農家における農業離脱の不徹底性を強調してきた。しかし零細専業に関してこの性格のみを強調することは一面的に過ぎよう。これまでのデータが示すように、零細専業の脱農率はかなり高く、そこから相当顕著な完全離農の流れがみられるからである。農業離脱の不徹底性を共通にするとはいえ、基幹的労働力の在宅兼業の場合には兼業と自家農業が比較的両立し易く、農業離脱を不徹底なままで推移することがより容易であるのに対して、離村の場合には自家農業と他出先の職業を長期にわたって両立させることは困難である。もし他出先への永住が選ばれば、その農家は早晚完全に農業を離脱することになる。一般に他出の動機から判断すると、帰村した際に予想される額を上廻る所得が他出先でかなり安定的に確保できる見通しがあれば、他出先への永住が選ばれよう。日本の労働市場と賃金制度の特性から、若年で他出したものにはこのケースが比較的多いだろう⁸⁾。いずれにせよ基幹的労働力や後継者が他出先への永住を決意した農家はもはや完全離農一歩手前の存在であり、現段階における最も確実な脱農予備軍の一翼を構成するものである。零細専業の脱農率の高さ⁹⁾にはかかる

8) 小林謙一「就業構造と農村過剰人口」367頁参照。

9) 零細専業の脱農率が同じ経営耕地階層の第二種兼業を凌ぐことには、基幹的労働力の他出では流出後かなりたつて漸く零細専業となるものが少くないのに対して、在宅兼業では労働力の農外流出開始と同時に統計面に現れるといった技術的理由も作用しているだろう。

脱農予備軍の堆積が反映されている。

III

最初にみたように零細専業農家は決して安定した存在ではなく、60年の5反未満専業のうち55年にも同じ状態にあったものは半数にも満たない。新しく零細専業となったものには他の形態の農家から転じたものが多いが(表10)、その殆どは比較的限られた範囲

表10 60年の5反未満専業の
55年における状態 (構成比)

60年の5反未満専業農家	100.0
55年は専業 { 5反未満	41.4
{ 5反-1町	7.5
55年は兼業 { 5反未満	34.9
{ 5反-1町	6.5
55年は上記以外の農家	0.8
5年間に農家になったもの	8.9

註 「事後調査結果報告書」より算出。
といっても、その内容によって農家経済、更には農家の将来に及ぼす影響が著しく相違するとみられるからである。

一般に農家の兼業は雇われ兼業と自営兼業に、そうして前者を就業安定的な雇われ兼業と就業不安定的な臨時的賃労働兼業とに大別できる。60年の5反未満農家で5年間に「世帯主・あとつぎ」兼業でなくなった農家の世帯主・あとつぎが従事しなくなった兼業では、これらがいずれもかなりの割合を占めている(表11)。このうち恒常的な雇われ兼業をやめたものが高い比率を占めるのは当然ともいえる。この種兼業には従事者が多く、またそれが自家農業と比較的両立し難いことから、兼業従事者の単身離家に至る可能性もあるからである。注目されるのは、兼業離脱率や新しく兼業化するものとの対比において、むしろ農村滞留型の臨時的賃労働兼業や自営兼業からの兼業離脱の動きが相対的に強いという点である。

農家の経済状態はその所得水準に集中的に表現されるが、表12によると、零細専業の流源をなす農家層は、「勤務者のいる農家」を除けばいずれも農村での最底辺たる零細専業を凌ぐものの、全農家の平均値を大幅に下廻って、所得水準の低位がこれら農家

10) 零細専業の流源農家層といっても、その大半が零細専業となることを意味するわけでもなければ、そこから農業離脱を進める農家の多くが脱農型の専業となることを意味するものでもない。

の農家から転化してきている。こうして零細専業へ農家を送り出した農家層(1町未満の兼業、5反-1町の専業)、またその一部が零細専業化した新設農家には零細専業の予備軍が含まれており、それらは零細専業の流源¹⁰⁾ともいうべき性格を帯びていると考えられる。かかる零細専業の予備軍ないしは流源の性格を検討することは、零細専業の将来の展望に寄与するだろう。なおそれまでに零細専業の流源としての兼業農家について若干検討しよう。一口に兼業

表 11 5反未満農家の世帯主・あとつぎの兼業離脱情況

		雇われ兼業			自営兼業	総計
		恒常的賃労働・職員	役職	臨時的賃労働		
55年の世帯主・あとつぎの兼業 (60年に農家でないものは含まない)	A	5,961	97	3,073	6,255	15,386
「世帯主・あとつぎ」兼業でなくなった農家の世帯主・あとつぎが従事しなくなった兼業	B	429	18	421	522	1,390
同上 構成比		30.9	1.3	30.3	37.5	100.0
B/A × 100		7.2	18.6	13.7	3.8	9.0
「世帯主・あとつぎ」兼業になった農家の世帯主・あとつぎが従事するようになった兼業	C	970	5	522	520	2,017
B - C		-541	13	-101	2	-627

註 1. 数字は60年に5反未満であったものについて示す。
 2. 「事後調査結果報告書」より算出。

表 12 農家の所得水準と家族労働の所得形成力 (1961年度)

	5 反 未 満				5 反 - 1 町			
	専業	兼 業			専業	兼 業		
		賃労働者のいる農家	勤務者のいる農家	自営兼業農家		賃労働者のいる農家	勤務者のいる農家	自営兼業農家
世帯員1人当農家所得	60.9	69.3	120.0	90.8	82.1	79.9	108.6	90.5
世帯員1人当可処分所得	80.0	75.6	118.4	94.8	84.8	83.3	106.8	96.7
労働時間当農業所得(円)	44.1	44.2	49.5	39.1	58.8	55.5	56.4	54.0
労働時間当農外事業所得(〃)	156.4	173.4	114.7	105.6	120.2	171.8	148.0	90.9
労働時間当賃金(〃)	67.6	70.9	114.6	60.1	61.2	95.3	91.3	65.5

註 1. 「世帯員1人当農家所得」, 同「可処分所得」はそれぞれの府県農家平均を基準とする指数である。
 2. 労働時間当農外事業所得は(農外事業収入 - 農外事業支出) ÷ 自営兼業労働時間で算出した。
 3. 昭和36年度「類型別農家経済調査報告」より算出。

層の共通的性格をなすことが示される。これら農家層の相当部分は今日の農村において経済的にかなり劣悪な状態におかれている。これら農家のあるものは家族労働力を主として農業に投下し、またあるものは部分的に農業から引上げ、それを兼業に投じている。しかし労働時間当りの所得は概して低く、これが所得水準の低位をもたらしめている。ただ自営兼業は労働時間当り所得が比較的大きく、また自営兼業農家の所得水準も割合高いが、これは自営兼業所得に財産所得的なものも含まれていること、自営兼業に格差が

著しく、なかには有利なものもあることなどのため、自営兼業一般が比較的有利であることを意味するものではない。これら農家層における農業労働の所得形成力の低位は何よりも経営の零細性に基いている。したがってそれに対処する方策としての家族労働力の部分的引上げは、労働力の低質化も加わって殆ど農業労働の効率を高める効果を生まない。また臨時的賃労働や零細な自営業が、資本集中の著しい現段階で一般に不利な立場に追い込まれるのは自明である。

恒常的雇われ兼業を除く零細専業の流源農家層の経済的不遇が上記の理由によるものとすれば、それは必ずしも目新しい現象とはいえないだろう。しかしかつてはこうした経済的不遇も現在ほど際立っていなかったように思われる。5反—1町層——そこでは専業ならびに農村滞留型兼業が大部分を占めていたと思われる——の農家の労働も、都市労働者に比して特に著しく不利というものでもなかった。またこれら農家に対する上層農家の優位性にもある限界が画されていた。農業労働が主として手の労働に依存する段階では、経営規模間の生産力格差の拡大には一定の制約があったからである。かつては5反—1町程度の比較的零細な耕地、またそれと結合した農村滞留型の兼業も、この階層の農家に一応の経済的「安定性」を付与することに貢献してきた。この層の農家が日本農村で占める層の厚さ、またその相当長期的な漸進傾向はこの層の農家の「安定性」を示している。この層の農家が減少傾向に転ずるのは、満洲事変後の華軍事体制下、都市の産業を先頭に経済が漸次活況に転ずる過程においてである。5反未満の農村滞留型兼業農家についてはそれが戦前迎った動きを示す全国的統計がなく、その経済状態を推測し得ないが、一般的に5反—1町層に及ばないとはいえ、それに近い状態のものもかなりあったのではないだろうか。

これら農家の経済的地位を相対的に押下げ、不安定ならしめたものとして二つの事情が作用した。一つは近年の農業技術の発展と結びついた経営規模間の生産力格差の拡大である。これは経営耕地の零細なこの種農家の自家農業を上層農家のそれに対してこれまでになく不利な立場に追い込むことになった。しかしこの種農家の経済的地位の低下と動揺を決定的なものとした契機は農業と他産業の不均等発展、特に「高度経済成長」下におけるその著しい進展である。大企業における龐大な設備投資を軸として強行された「高度経済成長」は農工間、大企業と零細企業間に著しい不均等発展をもたらし、またそれに伴って特にその前半に賃金上昇の不均衡、賃金の二重構造の拡大をもたらしたが、これらは恒常的雇われ兼業以外の零細専業の流源農家層にとってその所得向上の努力を大きく減殺する作用を及ぼした。「高度経済成長」下の所得上昇の一般的傾向にとり残されたこの種農家の不安定な状態は、この種農家が所得水準において同じ経営耕地階層の「勤務者のいる農家」に決定的に引離されているばかりか、自営兼業を除けば世帯員

1人当り可処分所得で零細專業と殆ど差がなくなるという点に端的に示されている。

勿論これら農家に所得水準を高める道が全く閉ざされているわけではない。しかし家族労働の所得形成力の低位を規定している諸要因、零細耕地での專業經營、ないしは零細經營と農村滞留型兼業の結合といった状態を脱却し、農業經營規模の大幅な拡大、もしくは農業離脱の徹底化のいずれかの道を進まない限り、この種農家が所得水準を大幅に向上し得る見込みは乏しい。しかもすべての農家に新しい情勢に迅速に適応し得る条件が整っているわけではない。特に日本の労働市場の諸特性、賃金と雇用の二重構造、雇用の閉鎖性等がそれに対する大きな障害をなしているものと思われる。かくて相当数の農家が低所得型の就業状態を脱却し得ず、低い所得水準を余儀なくされながら、部厚い層をなして広く農村に滞留することとなったのである。

零細專業の流源の一環を構成している新設農家に関しては、その農業開始以前の状態、農業開始の理由、そこに成立した農家の性格、及びこれらと専業業の関連が明らかにされることが望ましい。しかし「事後調査」は新設農家に関して専業業別に表示していないので、ごく大まかな推定にとどめざるを得なかった。

新設農家の約4分の3は5反未満の零細農家であるが、新設零細農家に占める專業の割合は九州地方と関東地方で高く(表13)、その性格の複雑さを示唆している。新設された零細專業農家の新設以前の状態は明らかになし得ないが、地方別に数字を比較すると、北日本の単作地帯を除けば、新設理由に占める「以前から集落内に住んでいてはじめた」ものの比率の低い地方で、零細な新設農家の專業率が高いという傾向があるように

表 13 5反未満新設農家の專業率と新設理由の構成 (地方別)

	5反未満新設農家に占める專業の比率	新 設 理 由			合 計
		分家して	以前から集落に 住んでいてはじめた	他から移って きてはじめた	
都 府 県	13.4	37.3	49.8	12.9	100.0
東 北	4.8	36.2	53.3	10.5	100.0
関 東	15.7	45.2	45.7	9.1	100.0
北 陸	6.4	46.1	46.2	7.7	100.0
東山・東海	11.0	43.9	39.8	16.3	100.0
近 畿	9.5	35.5	58.2	6.3	100.0
中 国	9.5	26.7	60.4	12.9	100.0
四 国	10.2	37.4	50.3	12.3	100.0
九 州	22.6	35.4	47.8	16.8	100.0

註 「事後調査結果報告書」より算出。

みえる。このことは「分家」したものや、「他から移ってきたもの」は「以前から集落内に住んでいてはじめて」のものよりも專業となる割合が高いことを推測させる。

「分家」によって生まれた零細專業はフレッシュな労働力を擁し、そこには経営発展の可能性が認められる。一般に「分家」によって新設された農家には比較的耕地面積の広いものが多く、「分家」によって生じた零細專業も狭小とはいえ、他の場合よりも耕地面積は大きいものと思われる。「他から移ってきて」新設された零細專業については、その地域的分布からみて、かつて「農家をやめて」「他に移った」ものが再び帰農した場合が含まれているのではなかろうか。もしこれらの推測に誤りがなければ、新設の零細專業のなかには一方に濺りたる若夫婦型の経営が、他方には以前に「農家をやめて」離村した家族が、失業ないしは余生を故郷で送るため帰村し、再開した経営が比較的多く含まれていることになろう。

む す び

これまでの検討によって兼業化と並んで少数ながら他出という形でも農家の基幹的労働力の農業離脱が進行していることが明らかとなった。最近「農家でなくなったもの」には專業農家が少なく、農家数変動に対して有するその意義は軽視できないものがある。またこの種の脱農過程を歩む農家の地域的集中は、当該地方にかなり大幅な農家数減少をもたらすこととなった。この事情は西日本、特に九州地方での最近の農家数減少の有力な要因となっている。またこの傾向は今後当分持続するものと予想される。

零細專業から完全離農に至る顕著な流れにもかかわらず、55—60年の間には零細專業の総数はほぼ横這いの状態を保っていた。それは他の形態から零細專業に転化するかなり活潑な動きがあったためである。「高度経済成長」は多くの農家を所得上昇の動きから取残し、他方では世帯主・あつぎをも含む農家労働力を大量に他産業に吸引した。かくて基幹的労働力を失った農家が完全離農を遂げつつあると同時に、少からぬ農家が基幹的労働力や後継者を他出させ、新たに基幹的労働力の他出を経る農業離脱の流れに参加した。したがって家族の基幹的労働力を失い、農家としてばかりでなく、家族としても半ば崩潰した「農家」は再生産されながら、農家の一類型として今後とも農村に堆積し続けるものと思われる。なおこれら「農家」には老人家庭、母子家庭が多いとみられ、将来問題化の可能性がある。

ところで60年以降、農家の世帯主やあつぎの顕著な流出にもかかわらず、零細專業の減少は著しい。これは零細專業から農家でなくなる動きだけでは説明しきれず、そこから活潑な兼業化の動きがあったとみななければならない。基幹的労働力の他出を経る農業離脱の過程を歩みつつある農家も、ここ数年これまでより兼業形態をとるものが多

くなったように見える。これら脱農的な専業農家にも比較的容易な兼業は人夫・日雇等の臨時的賃労働もしくは内職であろう。失対労務者、雑役もしくは内職従事者を兼ねた老人夫婦型、母子家庭型の零細農家というのが、この種農家の一典型ではないだろうか。なおこうした動きは「高度経済成長」の一局面に現れた現象であり、基幹的労働力他出型の「農家」が今後いかなる姿態をとるかは、日本経済の全般的動向に大きく左右されよう。